

奈良県告示第五百七十一号

昭和五十六年四月奈良県告示第五号（宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

告示文、本文及び二中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。